

令和7年3月21日（金曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第4号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

（1）垂井町消防団条例の一部改正

（2）垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正

- (3) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
- (4) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- (5) 垂井町自治功労者表彰条例の一部改正
- 日程第3 議第5号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
 - (1) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
- 日程第4 議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (3) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (6) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
- 日程第5 議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第6 議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について
 - (1) 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正
- 日程第9 議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

- 日程第10 議 第 1 2 号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正について
- 日程第11 議 第 1 3 号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第12 議 第 1 4 号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議 第 1 5 号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第14 議 第 1 6 号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第15 議 第 1 7 号 町道路線の認定について
- 日程第16 議 第 1 9 号 令和7年度垂井町一般会計予算
- 議 第 2 0 号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議 第 2 1 号 令和7年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議 第 2 2 号 令和7年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議 第 2 3 号 令和7年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議 第 2 4 号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議 第 2 5 号 令和7年度垂井町水道事業会計予算
- 議 第 2 6 号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第17 議 第 3 2 号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について
- 日程第18 議 第 3 3 号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第19 議 第 3 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第20 議 第 3 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 議 第 3 6 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第22 議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第24 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について
- 日程第25 水道事業等に関する調査特別委員会の設置の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、9 番 乾豊君、11 番 藤埴理君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（若山隆史君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が 1 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 議第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- （1）垂井町消防団条例の一部改正
 - （2）垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
 - （3）垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - （4）垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
 - （5）垂井町自治功労者表彰条例の一部改正
-

○議長（若山隆史君） 日程第 2、議第 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

第 1 日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第４号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３ 議第５号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

(１) 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の一部改正

(２) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第３、議第５号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第１日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第５号 垂井町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議第６号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正について

(１) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正

(２) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(３) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(４) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(５) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

- (6) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
-

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町職員の給与に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町斎場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正

(2) 垂井町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第8、議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 垂井町地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正ついてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第12号 垂井町土地区画整理事業補助金交付条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第13号 垂井町都市公園に係る移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第14号 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第15号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第14、議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並

びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第16号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第17号 町道路線の認定について

○議長（若山隆史君） 日程第15、議第17号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第17号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 日程第16 議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算
議第20号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計予算
議第21号 令和7年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
議第22号 令和7年度垂井町介護保険特別会計予算
議第23号 令和7年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
議第24号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
議第25号 令和7年度垂井町水道事業会計予算
議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算
-

○議長（若山隆史君） 日程第16、議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算から議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら8案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 渡辺保彦君。

〔予算審査特別委員長 渡辺保彦君登壇〕

○予算審査特別委員長（渡辺保彦君） ただいま一括議題となりました議第19号 令和7年度垂井町一般会計予算から議第26号 令和7年度垂井町下水道事業会計予算までの8議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、3月10日から12日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会に付託されました8議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

国内外の情勢が一層の不安定さを増す中、物価の高騰が与える国民生活や経済活動への影響は長期化が予想される。このような状況下においても、町政進展のため、少子化対策や都市基盤の整備など諸施策を着実に実施しながら、多様なニーズに加え、誰一人取り残さないきめ細やかな行政サービスを今後も展開していく必要がある。引き続きにぎわいと活力のあるまちづくりを展開するとともに、さらなる行財政改革を推進し、将来にわたって持続可能で魅力ある垂井町の実現に向け、歳入歳出両面で財政基盤強化に向けた取組を進められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○議長（若山隆史君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより 8 案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

8 案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第19号から議第26号までの令和 7 年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案はいずれも委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について

○議長（若山隆史君） 日程第17、議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び垂井町議決条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得の相手方につきましては、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂。

取得金額につきましては739万3,630円。

契約の方法につきましては、随意契約でございます。

細部につきましては、総務課長並びに教育次長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに見積結果表につきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

本件、教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得につきましては、取扱店が限定をされておりますことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とするものでございます。

議案書並びに見積結果表にございますとおり、予定価格の制限の範囲内で消費税を含めまして739万3,630円で、岐阜県不破郡垂井町1285番地、株式会社青原堂代表取締役 富田茂と財産の取得に係ります物件供給契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

納入期限につきましては、令和7年4月7日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解の上、御審議・御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 教育次長 小川裕司君。

○教育次長兼学校教育課長（小川裕司君） 私からは、議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得について補足説明をさせていただきます。

今回お願いいたしますものは、中学校の教科用図書の改訂に伴い、令和7年度から使用します教師用教科書等の取得についてでございます。

取得いたします教科用図書は、国語、社会、数学、理科、音楽など9教科の教師用教科書、指導書及び指導用教材で、中学校2校分合わせまして371冊、その他特別支援教室で使用いたします指導用教材55冊でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第32号 中学校教師用教科書、指導書及び指導用教材の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（若山隆史君） 日程第18、議第33号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第33号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、表佐宮代線道路改良事業に係ります経費を、令和7年度へ繰り越して実施することをお願いいたしますのでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程をされました議第33号、令和6年度一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回お願いをいたしますのは繰越明許費の補正でございます。

1枚議案書をはねていただきまして、1ページは第1表、繰越明許費補正でございます。こちらのほうを御確認をお願いいたします。

款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名は表佐宮代線道路改良事業でございます。

令和6年度当初予算におきまして、県道の庭田交差点改良に伴う表佐宮代線道路改良事業といたしまして、当該路線に係る用地取得等に要する予算をお認めをいただいておりますが、関係者との交渉及び登記手続等に不測の期間を要し、年度内の完了が見込めないことから、280万円を令和7年度に繰り越して実施をすることを追加をお願いをするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第33号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山隆史君） 日程第19、議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 多和田富士夫氏の任期が令和7年3月21日をもって満了するのに伴い、後任に水野和幸氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第34号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第20 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（若山隆史君） 日程第20、議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員 栗田ゆかり氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第35号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第21 議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（若山隆史君） 日程第21、議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申

し上げます。

人権擁護委員 辻本裕利子氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第36号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第22 議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第22、議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 富田栄次君。

〔議会運営委員長 富田栄次君登壇〕

○議会運営委員長（富田栄次君） ただいま上程されました議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律と、刑法等の一部を改正する法律のそれぞれの施行に伴い、所要の改正を行うものです。

議案書と併せて、お手元に配付いたしました新旧対照表1ページから御覧ください。

第2条、定義に関する規定では、略称規定の適用範囲を見直すほか、第10項で引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の

改正に伴う項ずれを改めるものです。

第12条、利用及び提供の制限に関する規定では、第5項の表中で引用する番号利用法の改正に伴う項ずれを改めるほか、保有特定個人情報の適用除外規定を見直すものです。

第17条、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知に関する規定では、第2項で定める個人情報ファイルの適用除外規定において接続する文言の整理を行うものです。

第18条、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規定では、略称規定の適用範囲を見直すものです。

第20条、開示請求権に関する規定では、重複する文言の整理を行うとともに、略称規定の適用範囲を見直すものです。

第29条、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する規定、第33条、訂正請求権に関する規定、第34条、訂正請求の手続に関する規定、第40条、利用停止請求権に関する規定及び第41条、利用停止請求の手続に関する規定では、いずれも略称規定の適用範囲をそれぞれ見直すものでございます。

第50条、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等に関する規定では、措置内容をより具体化するために必要となる文言の追加を行うものです。

第55条から第57条までの罰則規定では、刑法等の一部改正に伴い、いずれも「懲役」を「拘禁刑」へと文言の改めを行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものとし、第55条から第57条までの改正規定につきましては、令和7年6月1日から施行するものでございます。

以上、議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についての説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第1号 垂井町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（若山隆史君） 日程第23、議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 富田栄次君。

〔議会運営委員長 富田栄次君登壇〕

○議会運営委員長（富田栄次君） ただいま上程されました議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

今回の改正は、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、必要な事項について所要の改正を行うものです。

議案書と併せて、お手元に配付いたしました新旧対照表7ページを御覧ください。

第5条、特別委員会の設置に関する規定では、第2項において表現の整理を行うとともに、特別委員会に関する規定として第6条第3項の規定の一部を修正して本条に移動させ、新たに第5条第3項として追加するものです。

次に、第6条、委員の選任に関する規定では、重複する文言の整理を行うため、第2項を削除し、第3項が第5条へ移動したことに伴い、第1項を第2項へ、第4項を第1項へ、第5項を第3項へそれぞれ項を改めるものです。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものとございます。

以上、議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正についての説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第24、議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

議会運営委員長 富田栄次君。

〔議会運営委員長 富田栄次君登壇〕

○議会運営委員長（富田栄次君） ただいま上程されました議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。

今回の改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、必要な事項について所要の改正を行うものです。

議案書と併せて、お手元に配付いたしました新旧対照表8ページを御覧ください。

第7条、会議時間に関する規定では、第3項を第4項へ繰り下げ、災害など緊急を要する場合に、会議中ではない時間において会議時間の変更を可能とする規定を、新たに第3項として追加するものです。

次に、第84条の2、携帯品に関する規定では、デジタル技術の進展、障害者差別解消法の施行及び垂井町議会傍聴規則との整合を踏まえ、必要となる文言の整理を行うものです。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものとございます。

以上、議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正についての説明でございます。よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時54分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

日程第25 水道事業等に関する調査特別委員会の設置の件

○議長（若山隆史君） 日程第25、水道事業等に関する調査特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

水道事業等に関する調査等については、11名の委員をもって構成する水道事業等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等が終了するまで継続調査といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は11名の委員をもって構成する水道事業等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査等が終了するまで継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました水道事業等に関する調査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く議員11名を指名したいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く議員11名の諸君を水道事業等に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前10時07分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（若山隆史君） 再開いたします。

休憩中に水道事業等に関する調査特別委員会が開かれ、委員長に広瀬隆博君、副委員長に水野忠宗君が互選されましたので、報告いたしておきます。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時08分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 藤 埴 理